

令和 7 年度 第 4 回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

住民基本台帳ネットワークシステム等・  
情報提供ネットワークシステム運用監視部会  
報告事項

令和 8 年 3 月 23 日

# 次 第

## 運用監視部会報告事項

審議結果－1	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施内容等の妥当性について	・・・ 1
審議結果－2	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施結果等の妥当性について	・・・ 2
参 考 資 料	令和7年度 運用監視部会配布資料 住民基本台帳ネットワークシステム等に関する事項	・・・ 3～12
審議結果－3	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施内容等の妥当性について	・・・ 13
審議結果－4	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施結果等の妥当性について	・・・ 14
参 考 資 料	令和7年度 運用監視部会配布資料 情報提供ネットワークシステムに関する事項	・・・ 15～26

## 住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の 実施内容等の妥当性について

### 杉並区情報公開・個人情報保護審議会

#### 部会審議日

令和7年9月1日

#### 審議内容

区が実施する住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）業務のセキュリティ評価の実施等にあたり、以下3点の実施内容について、妥当であるかの審議を行った。

- (1) チェックリスト（注）の提出について
- (2) 住基ネット等緊急時対応訓練について
- (3) 住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検について

（注）総務省発出「住民基本台帳ネットワークシステム等及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」を指す。

#### 審議結果

##### (1) チェックリストの提出について

各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規程類や資料等が妥当であることを確認した。チェックリストの自己点検項目に対応した対策がとられていることを確認した。

##### (2) 住基ネット等緊急時対応訓練について

職責や統合端末の利用の実態で訓練を分けており、当該訓練は妥当であると考ええる。

##### (3) 住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検について

点検内容については、職員の職責等に応じて設問が異なるようになっており、(1)のチェックリストの設問項目に沿って作成されていることを確認した。そのため、業務実態の把握に有効であり、当該点検は妥当であると考ええる。

#### 総 評

住基ネット等セキュリティ評価の実施内容等について、妥当であることを確認した。

住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の  
実施結果等の妥当性について

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

部会審議日

令和８年１月１９日

審議内容

区が実施した住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）業務のセキュリティ評価について、以下２点の実施結果等が妥当であるかの審議を行った。

- （１）住基ネット等緊急時対応訓練の実施結果について
- （２）住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

審議結果

（１）住基ネット等緊急時対応訓練の実施結果について

副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練、統合端末を利用する部署の職員への訓練及び住基ネット等緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施していることを確認した。職員に対する訓練については、各部署における統合端末の利用のあり方に応じた訓練を行っており、その内容が適正であることを確認した。

以上から、本訓練はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

また、統合端末を利用する部署の職員への訓練後に行うテストについて、解説内容をより確実に理解させる工夫が必要との意見があった。

（２）住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

自己点検の結果、住基ネット等業務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認した。

自己点検結果から得られた改善点を中心に各部署への振り返りを実施し、セキュリティ対策の周知徹底を行ったことを確認した。また、次年度の初任者教育等においても自己点検結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めることを確認した。

以上から、本自己点検はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

また、２年目以上の職員の理解度について、さらに向上を図ることが必要との意見があった。

総 評

住基ネット等のセキュリティ対策の実施結果等について妥当であることを確認した。

令和7年度 運用監視部会配布資料  
 住民基本台帳ネットワークシステム等に関する事項

○参考資料一覧

資料番号	資料名等	ページ
第1回 運用監視部会配布資料		
参考資料1	チェックリストの提出について	4
参考資料2	住民基本台帳ネットワークシステム等 緊急時対応訓練について	5～6
参考資料3	住民基本台帳ネットワークシステム等 安全措置実施状況等に関する職員自己点検について	7
第2回 運用監視部会配布資料		
参考資料4	住民基本台帳ネットワークシステム等 緊急時対応訓練の実施結果について	8
参考資料5	住民基本台帳ネットワークシステム等 安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と 結果を受けての対策について	9～12

## チェックリストの提出について

### 1 チェックリストの概要

総務省発出「住民基本台帳ネットワークシステム等及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」（以下「チェックリスト」という。）による自己点検は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）に関する技術的基準や指針等に基づく市区町村におけるセキュリティ対策の状況を市区町村が自ら点検し、職員のセキュリティ意識を高めるとともに、必要に応じて対策の見直し等を行うことで、全国の住基ネット等運用環境の継続的なセキュリティレベルの維持向上を図ることを目的としており、総務省からの依頼に基づき定期的に（年に1回）実施している。

点検する項目は設問形式になっており、チェックリストで示されたセキュリティ対策の基準と区の状況を照らし合わせ回答する必要がある。

なお、今年度の東京都への回答期限は令和7年8月8日だった。

### 2 チェックリストの主な変更点

#### (1) 全体の変更点

令和6年5月27日から附票連携システムが本格稼働し、CS及び統合端末において、附票本人確認情報を新たに取り扱うこととなった。

これを受けて、前回のチェックリストでは、「住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム」を「住基ネット等」、「本人確認情報及び附票本人確認情報」を「本人確認情報等」と表記することが定義され、全般的な表記の修正が行われた。

今回、地方公共団体情報システム機構が回答の根拠等の参考として提供する規定例や記録簿例等にも同様の修正が行われ、今回のチェックリストの右端列「回答の根拠等記載例等」に改訂を行ったものが記載されている。なお、回答基準についての変更はない。

※附票本人確認情報及び附票連携システムとは

附票本人確認情報とは、戸籍の附票を活用した、国外転出後も利用可能な個人を識別、認証するための情報である。具体的には、住民基本台帳法第30条の41に規定され、戸籍の附票に記載された氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード等が記録されている。この情報を取り扱うシステムとして、住基ネットと同じサーバ及びネットワーク内に構築されたものが附票連携システムである。

#### (2) 管理目標及び設問の変更

なし

### 3 チェックリストの変更点への対応

回答基準に変更がないことから、回答内容に変更はない。

## 住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応訓練について

### 1 目的

住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム(以下「住基ネット等」という。)は現在安定した運用が維持されているが、システム障害やウイルス被害等の事件・事故が発生した場合、システムの安全性を確保するためには迅速かつ的確な対応が必要となる。そのため、当該訓練により緊急時の対応手順や連絡体制等を確認し、実際の緊急時に被害を最小限に抑えることを目的とする。

### 2 訓練内容

対 象	訓 練	
	概 要	備 考
緊急時対策会議 構成員(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応計画(注2)に基づき緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認</li> <li>緊急時対策会議構成員の役割確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の対応手順については、緊急事態が発生してからの段階別の対応、脅威度による対応の違い及び緊急時に招集された際の流れについて確認する。</li> <li>緊急時の連絡体制については、連絡経路だけでなく構成員が不在の際の代理者についても確認する。</li> <li>各構成員の役割については、緊急時における各役職に応じた責務や規程に定められた取るべき行動について確認する。</li> </ul>
区民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応計画に基づき緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認</li> <li>緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態が発生した際の連絡体制と対応手順を確認する。</li> <li>緊急事態の発生を想定し、緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施する。</li> <li>緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発として、離席時における住基ネット等端末(以下「統合端末」という。)からのログオフや、不正利用を防止するための注意点等について周知徹底を行う。</li> <li>訓練内容の理解度を確認するためにテストを行い、訓練効果の測定を行う。また、当該テストを通じて、訓練内容の定着を図る。</li> </ul>
情報管理課及び その他住基ネット 等を利用する部署 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応計画に基づき緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認</li> <li>緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態が発生した際の連絡体制と対応手順を確認する。</li> <li>緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発として、離席時における住基ネット等端末(以下「統合端末」という。)からのログオフや、不正利用を防止するための注意点等について周知徹底を行う。</li> <li>訓練内容の理解度を確認するためにテストを行い、訓練効果の測定を行う。また、当該テストを通じて、訓練内容の定着を図る。</li> </ul>

### 3 実施時期

令和7年5～12月を予定

#### < 注 釈 >

注1:緊急時対策会議構成員は「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ対策規程」により定められており、統括責任者(政策経営部を担任する副区長)、区政イノベーション担当部長、総務部危機管理室長、区民生活部長、政策経営部情報管理課長、政策経営部情報システム担当課長、総務部危機管理室危機管理対策課長、区民生活部区民課長及びその他統括責任者が必要と認める者により構成される。

注2:杉並区において「緊急時対応計画」に位置づけられるものは以下の2つ。

- ・杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応計画に関する要綱
- ・杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応手順

注3:自課の執務室内に統合端末を設置せず、情報管理課の執務室内に設置してある統合端末をその都度利用する部署を指す。令和7年8月1日時点での該当部署は次のとおり。

課税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課及び子ども家庭部管理課

以上

# 住民基本台帳ネットワークシステム等 安全措置実施状況等に関する職員自己点検について

## 1 目的

住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）における人的セキュリティ対策が、区において適正に実施されていることを確認するとともに、教育方法やセキュリティ対策実施上の問題点を把握する。

なお、集計した自己点検結果については各部署に対し振り返りを行うことで、職員の業務におけるセキュリティ意識の向上を図る。

## 2 調査内容の概要

自己点検の設問は、チェックリスト（注1）の設問から抽出し、次の2点を重点項目として作成する。

- (1) 住基ネット等の目的外利用の禁止
- (2) 緊急事態が発生したときの緊急時連絡体制の確認

注1：正式名称は「住民基本台帳ネットワークシステム等及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」。総務省から年に1度提示され、市区町村が自ら点検し、職員のセキュリティ意識を高めるとともに、必要に応じて対策の見直し等を行うことで、セキュリティレベルを維持・向上させることを目的としている。

## 3 調査形式の概要

自己点検種別	対象者	対象者数(注2)	設問数
情報管理課管理担当用	情報管理課管理係の住基ネット担当	3	43
区民課住民記録係管理担当用	住民記録係の係長級、住基ネット担当	8	49
区民課管理担当用	各区民係及び個人番号カード交付担当の係長級、調整担当係長	23	40
区民課一般職員等用	住民記録係、各区民係、個人番号カード交付担当	139	20
その他住基ネット等を利用する部署用	情報管理課、課税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部管理課	109	7

注2：令和7年8月1日時点で統合端末の操作権限が付与されている職員の人数（休職中等の職員は除く）。

## 4 実施時期

令和7年11月下旬～12月頃を予定

## 5 昨年度からの変更点

今年度のチェックリストの管理目標や設問に前年度から変更はないため、自己点検の設問については変更せず、昨年度と同じとする。

住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応訓練の実施結果について

令和7年度住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）緊急時対応訓練の実施結果は、下表のとおり。

区分	対 象	内 容	結 果	実施期間
①	緊急時対策会議構成員（注1） （計8名）	1. 緊急時対応計画（注2）に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急時対策会議構成員の役割確認 3. 緊急事態発生時の想定訓練	・緊急時対策会議構成員（以下「構成員」という。）について、緊急事態が発生してからの段階別の対応、脅威度による対応の違い及び緊急時に招集された際の流れを確認する訓練を行った。 ・緊急時の連絡体制については、連絡経路だけでなく構成員が不在の際の代理者についても確認を行った。 ・各構成員の役割として、緊急時における各役職に応じた責務や規程に定められた取るべき行動を確認した。 ・今年度は、緊急事態が発生したことを想定し、対応マニュアルに沿って円滑に対処できるか確認する、シミュレーション形式での訓練を行った。	5月14日
②	区民課住民記録係長 個人番号カード交付担当係長 各区民係の係長又は主査 （計9名）	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発	・住民記録係住基ネット担当職員が講師となり、各係の係長級職員に対し訓練を実施した。 ・訓練では、緊急時を「障害」及び「不正行為」の2つに区分し、それぞれの連絡体制と対応手順を確認した。加えて、緊急事態を誘発しかねない事象について啓発を行った。特に、統合端末から離席する際のログオフや統合端末の不正利用を防止するための注意点の周知徹底を行った。 ・訓練の最後には、訓練内容についての簡易的なテストを実施し、各自の理解度を確認するとともに、テストの答え合わせ及び解説を行うことで訓練効果を高めるよう努めた。	11月14日
③	区民課各区民係及び住民記録係において操作権限が付与された職員 （計159名） ※休職や産休・育休により不在の職員は除く。	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発	・②の訓練を受講した係長級職員が講師となり、所属職員に対し訓練を実施した。 ・訓練では、緊急時を「障害」及び「不正行為」の2つに区分し、それぞれの連絡体制と対応手順を確認した。加えて、緊急事態を誘発しかねない事象について啓発を行った。特に、統合端末から離席する際のログオフや統合端末の不正利用を防止するための注意点の周知徹底を行った。 ・訓練の最後には、訓練内容についての簡易的なテストを実施し、各自の理解度を確認するとともに、テストの答え合わせ及び解説を行うことで訓練効果を高めるよう努めた。	11月14日 ～ 12月5日
④	情報管理課その他住基ネット等を利用する部署（注3）において操作権限が付与された職員 （計107名） ※休職や産休・育休により不在の職員は除く。	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発	・情報管理課住民情報担当職員が講師となり、住基ネット等を利用する各課の代表者に対し訓練を実施した。その後、訓練を受講した者が所属課の住基ネット等を利用する職員に対し訓練を実施した。 ・訓練では、緊急時を「障害」及び「不正行為」の2つに区分し、それぞれの連絡体制と対応手順を確認した。加えて、緊急事態を誘発しかねない事象について啓発を行った。 ・訓練の最後には、訓練内容についての簡易的なテストを実施し、各自の理解度を確認するとともに、テストの答え合わせ及び解説を行うことで訓練効果を高めるよう努めた。	11月17日 ～ 12月3日
⑤	情報システム担当課長 住民情報担当係長 情報管理課住基ネット担当職員 区民課長 住民記録係長 各区民係の係長級職員 個人番号カード交付担当係長 区民課住基ネット担当職員 （計35名）	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認	・住基ネット等のサーバに障害が発生したことを想定し、障害の発生を検知した区民係を起点として緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を行った。 ・訓練では、住基ネット等業務を行っている各区民係に対し、障害の発生及び復旧の連絡を行った。さらに、復旧後に各区民係に障害の影響があった件数を報告させ、集計する手順についても確認を行った。また、訓練の実施時には東京都、保守業者等の庁外の連絡先の確認を行った。	11月20日

<注釈>

(注1) 緊急時対策会議構成員は、「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ対策規程」により定められており、統括責任者（政策経営部を担任する副区長）、政策経営部区政イノベーション担当部長、総務部危機管理室長、区民生活部長、政策経営部情報管理課長、政策経営部情報システム担当課長、総務部危機管理室危機管理対策課長、区民生活部区民課長及びその他統括責任者が必要と認める者により構成される。  
(注2) 杉並区において「緊急時対応計画」に位置づけられるものは以下の2つ。  
・杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応計画に関する要綱  
・杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応手順  
(注3) その他住基ネット等を利用する部署とは、統合端末を自課の執務室内に設置せず、情報管理課内に設置してある統合端末を利用する部署を指す。訓練を実施した時点での該当部署は次のとおり。  
課税課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課及び子ども家庭部管理課

## 住民基本台帳ネットワークシステム等安全措置実施状況等に関する 職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

### 1 実施内容

#### (1) 目的

住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム（以下「住基ネット等」という。）の安定した運用を維持するためには、住基ネット等に求められる人的セキュリティ対策が適正に実施されているかを確認することが必要である。

そのため、住基ネット等安全措置実施状況等に関する職員自己点検（以下「自己点検」という。）は、住基ネット等業務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策が、各部署において適切に実施されているかを確認し、教育方法やセキュリティ対策上の問題点の改善等につなげることを目的として実施した。

また、集計した自己点検結果について各部署に対し振り返りを行い、職員のセキュリティ意識の向上を図る。

#### (2) 期間

自己点検の配布 : 令和7年11月14日

自己点検の回答締切 : 令和7年12月5日

#### (3) 対象

住基ネット等業務に従事する職員（対象課：10課 対象者数：278名）

（休職や産休・育休により不在の職員を除く。）

#### (4) 自己点検内容

設問は、「住民基本台帳ネットワークシステム等及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」（略称：チェックリスト）を参考に作成した。昨年度と同様に職責や業務内容に応じて設問を分け（職責に応じ7問～49問）、5種類の自己点検を実施した。

事実に合致した回答を引き出し、各職場の実態についてより正確に把握するために、自己点検は無記名方式としている。ただし、昨年度と同様に、セキュリティ教育における初任者の理解度が低い部分を把握し、初任者教育等の改善やより効果的な振り返りを行うために自己点検に従事年数を記載させる欄を設けている。従事年数は「1年目」と「2年目以上」の2択のみで回答させることとし、回答した職員が特定されないよう匿名性への配慮を行った。

## 2 回答結果

自己点検対象の全員から回答を受けた（回答率 100%）。住基ネット等業務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、下表のとおり。

区分	対象者数	設問数	全設問における適正実施率(正答数/回答数)の平均					
			令和7年度			(参考) 令和6年度		
			1年目	2年目以上	全体	1年目	2年目以上	全体
情報管理課 住民情報担当	3	43	100%	100%	100%	100%	100%	100%
区民課住民記録係 係長級及び 住基ネット担当	8	49	100%	100%	100%	100%	100%	100%
区民課係長級	23	40	98%	98%	98%	99%	98%	99%
区民課一般職員等	137	20	99%	98%	99%	98%	98%	98%
その他住基ネット等 を利用する部署※1	107	7	100%	98%	99%	98%	99%	99%

※1 情報管理課、課税課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課及び子ども家庭部管理課。

## 3 重点項目について

### (1) 重点項目1「住基ネット等の目的外利用の禁止」について

関連する設問の回答結果は、下表のとおり。

	重点項目1に係る設問	令和7年度			(参考) 令和6年度		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
①	統合端末で、業務上必要のない本人確認情報等の検索、抽出を行わない。	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目以上	100%	0%	2年目以上	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%
②	統合端末で、業務上必要のない本人確認情報等などの検索・抽出を行わないことを周知し、定期的を確認している。 (区民課係長級が回答対象)	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目	100%	0%	2年目	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%

#### [集計結果]

#### ① について

昨年度と同様、100%の適正実施率となった。業務上必要のない本人確認情報等の検索、抽出を行わないことについて、職員に十分認識されていることがわかった。

#### ② について

昨年度と同様、100%の適正実施率となった。業務上必要のない本人確認情報等の検索、抽出を行わないことについて、職場会等の機会を通して職員に定期的に周知していることがわかった。

(2) 重点項目2「緊急事態が発生したときの緊急時連絡体制の確認」について

関連する設問の回答結果は、下表のとおり。

	重点項目2に係る設問	令和7年度			(参考) 令和6年度		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
①	緊急時に備え、各係に配布している住基ネット等緊急時連絡体制表の保管場所(掲示場所)を知っているか。 (区民課一般職員等が回答対象)	1年目	100%	0%	1年目	94%	6%
		2年目以上	98%	2%	2年目以上	98%	2%
		全体	98%	2%	全体	96%	4%
②	住基ネット等のシステム障害を発見したときや、不正行為(不正アクセスやウイルス感染等)を発見したときは、すぐに所属係長へ報告をし、経過や窓口の対応件数の記録を残す必要があることを知っているか。 (区民課一般職員等が回答対象)	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目以上	100%	0%	2年目以上	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%
③	住基ネット等のシステム障害を発見したときや、不正行為を発見したときは、すぐに情報管理課住民情報担当へ報告する必要があることを知っているか。 (その他住基ネットを利用する部署が回答対象)	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目以上	100%	0%	2年目以上	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%

[集計結果]

① について

昨年度に比べ、緊急時連絡体制表の保管場所(掲示場所)を知っている職員の割合が全体的に増えていることがわかった。初任者研修に加え更新教育研修を実施し、緊急時連絡体制表の保管場所が不明な職員は確認するように周知したため、その効果が表れていると推察される。

② について

昨年度と同様、100%の適正実施率となった。障害等発生時の報告や対応の記録について、職員に十分認識されていることがわかった。

③ について

昨年度と同様、100%の適正実施率となった。システム障害を発見した際に、所属係長又は情報管理課住民情報担当に報告する必要があることが、職員に十分認識されていることがわかった。

#### 4 結果を受けての対策について

- (1) 自己点検の集計後、各部署に対しその結果を報告する。併せて、自己点検から浮き彫りになったセキュリティ対策上の課題について、情報管理課住民情報担当又は区民課住民記録係からの振り返りを行い、住基ネット等業務における人的セキュリティ対策の徹底に努める。
- (2) 令和8年度の初任者教育等において当該自己点検結果を活用し、セキュリティ意識の向上を図る。特に、適正実施率が低い設問については重点的な研修を行い、人的セキュリティの向上に努める。
- (3) 統合端末で業務上必要のない本人確認情報等の検索、抽出を行わないこと及び緊急時連絡体制表の保管場所について確認することについて、研修や職場会等で引き続き周知徹底する。

以上

## 情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の 実施内容等の妥当性について

### 杉並区情報公開・個人情報保護審議会

#### 部会審議日

令和7年9月1日

#### 審議内容

情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施にあたり、以下3点の実施内容について、妥当であるかの審議を行った。

- (1) 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検について
- (2) 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について
- (3) 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検について

#### 審議結果

##### (1) 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検について

自己点検の各設問及び回答根拠となる区の判断基準等について確認を行い、実施内容が妥当であることを確認した。

##### (2) 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について

訓練対象及び訓練内容について確認を行い、実施内容が妥当であることを確認した。また、訓練参加部署や連絡体制など住民基本台帳ネットワークシステム等緊急時対応訓練との相違点について確認した。

##### (3) 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検について

自己点検の各設問及び点検対象について確認を行い、実施内容が妥当であることを確認した。

#### 総 評

情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容について、妥当であることを確認した。

## 情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の 実施結果等の妥当性について

### 杉並区情報公開・個人情報保護審議会

#### 部会審議日

令和8年1月19日

#### 審議内容

情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価について、以下3点の実施結果等が妥当であるかの審議を行った。

- (1) 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について
- (2) 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について
- (3) 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

#### 審議結果

(1) 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について  
自己点検の結果を確認し、区が講じるべき安全管理措置が全て適正に実施されていることを確認した。

(2) 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について

情報連携実施課への連絡訓練及びCSIRT構成員等への役割確認・連絡訓練を行っており、適正に実施されていることを確認した。全ての訓練対象者から即時に返信がなされており、本訓練はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

(3) 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

情報提供ネットワークシステムに係る事務に従事する職員を対象とする自己点検について、適正に実施されていることを確認した。

来年度の実施に向けた改善点として、以下の事項を指摘した。区は、改善意見を踏まえ、改善を検討すると回答した。

- ・DV・虐待等被害者への支援措置に関する設問については、区民の生命や安全に関わる非常に重要な項目であることから、研修等において職員の理解度向上を図る必要がある。また、設問文の誤読防止の観点から、補足説明を付す等の改善が必要であると考えます。

#### 総 評

情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施結果等について、妥当であることを確認した。

令和7年度 運用監視部会配布資料  
 情報提供ネットワークシステムに関する事項

○参考資料一覧

資料番号	資料名等	ページ
第1回 運用監視部会配布資料		
参考資料6	情報提供ネットワークシステム 接続運用規程に基づく自己点検について	16
参考資料7	情報提供ネットワークシステム 緊急時対応訓練について	17～18
参考資料8	情報提供ネットワークシステム 安全措置実施状況等に関する職員自己点検について	19
第2回 運用監視部会配布資料		
参考資料9	情報提供ネットワークシステム 接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について	20～21
参考資料10	情報提供ネットワークシステム 緊急時対応訓練の実施結果について	22～23
参考資料11	情報提供ネットワークシステム 安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と 結果を受けての対策について	24～26

## 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程に基づく自己点検について

### 1 接続運用規程に基づく自己点検の概要

情報提供ネットワークシステムに接続している機関は、デジタル庁策定の情報提供 NWS 接続運用規程に基づき、1年に1回安全管理措置の自己点検を実施することと定められている。その自己点検は、デジタル庁が定めた点検表の安全管理措置の設問ごとに、措置済か否かを回答する方法で実施している。

### 2 区における自己点検の実施方法

区では、デジタル庁が定めた設問に対して、区として統一的な判断基準を設け、当該基準に基づき、自己点検を行う。

#### (1) 自己点検の対象課

- ・情報管理課
- ・情報連携実施課 ※1

※1 人事課、区民生活部管理課、区民課、課税課、納税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、各福祉事務所、健康推進課、保健予防課、保健サービス課、子ども家庭部管理課、地域子育て支援課、子ども家庭支援課、保育課

#### (2) 実施期間

令和7年9月中旬頃

### 3 点検項目の変更点について

前年分からの変更はなし。

## 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練について

### 1 目的

情報提供ネットワークシステムに異常事象（※1）が発生した場合は、関係課で速やかに連携し、異常事象による影響を最小限に抑えることが必要である。当該訓練により、緊急時の連絡体制等を確認することを目的とする。

### 2 訓練内容

情報提供ネットワークシステムにおいて、ネットワークの停止を伴う障害が発生したことを想定し、下表のとおり、情報連携実施課への連絡確認を行う。

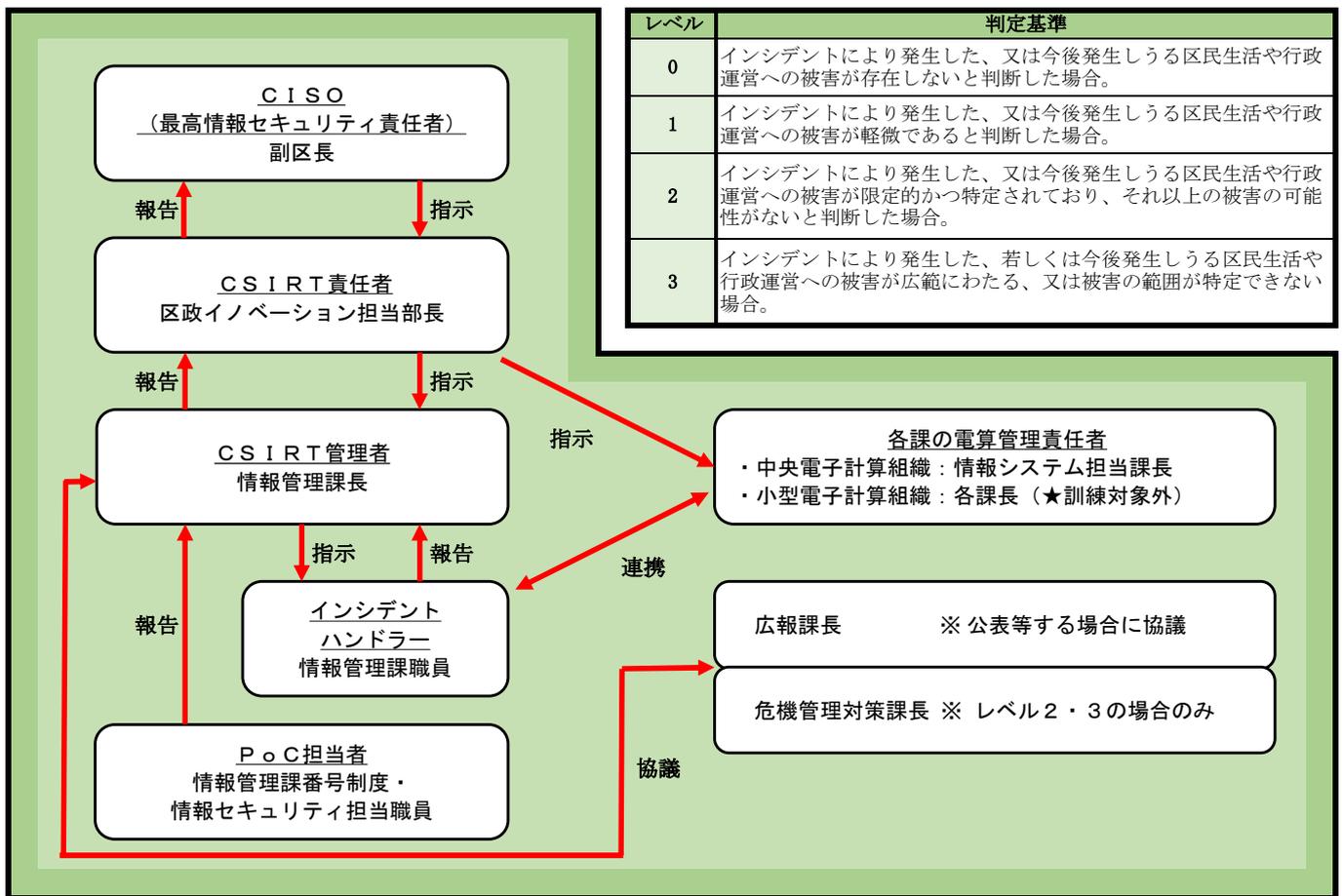
また、異常事象発生時の、CSIRT（※2）構成員等への情報連絡体制等の確認を行う。

訓練対象	訓練内容
情報管理課 情報連携実施課	○情報提供ネットワークシステムでシステム障害等が発生した場合を想定し、情報管理課から情報連携実施課への緊急時の連絡体制の確認を行う
CSIRT 構成員	○杉並区情報セキュリティインシデントに関する緊急即応体制（CSIRT）管理運営要綱に基づき、緊急時の情報連絡体制の確認を行う。各構成員の役割確認も行う。

### 3 訓練実施時期

令和7年10月実施予定

- ※1 異常事象とは、システム障害、セキュリティインシデント等、情報提供ネットワークシステムの運用において、脅威となる事象を指す。
- ※2 区の情報システムにおける情報漏えい等の情報セキュリティインシデントに、迅速かつ適切な対応を行うことを目的として組織する緊急即応体制を指す。CSIRT 構成員及びその役割は、別紙のとおり。



インシデント発生時の主な所掌事項一覧

名称	役職・課	インシデント発生時の主な所掌事項等
CISO 最高情報セキュリティ責任者	副区長	・CSIRT責任者への指示を行う。
CSIRT責任者	区政イノベーション担当部長	・CSIRTの総括を行う。 ・CISOへの調整及び報告を行う。 ・電算管理責任者へのインシデント対応の指示を行う。
CSIRT管理者	情報管理課長	・インシデントレベルを判定する。 ・インシデント対応の指示及び進行管理を行う。 ・CSIRT責任者への報告を行う。 ・危機管理対策課、広報課と対応について協議する。
電算管理責任者	中央電算 情報システム担当課長 小型電算 各課長 (★訓練対象外)	・インシデント対応について、CSIRT責任者の指示に従う。
インシデントハンドラー	情報管理課職員	・CSIRT管理者の補佐を行う。 ・インシデント対応を行う。 ・CSIRT管理者にインシデント対応の進行状況等について報告し、指示を受ける。
POC担当者	情報管理課番号制度・ 情報セキュリティ担当職員	・インシデントの通報を受けた場合、速やかにCSIRT管理者に報告する。
協議先 I	危機管理対策課長	・レベル2・3の場合、危機管理対応についてCSIRT管理者と協議する。
協議先 II	広報課長	・公表を行う場合は、CSIRT管理者と協議し、その結果をCSIRT責任者に報告し、承認を得る。

## 情報提供ネットワークシステム 安全措置実施状況等に関する職員自己点検について

### 1 目的及び概要

情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置として、情報提供ネットワークシステムに係る事務に従事する職員へ適切な教育を実施する必要がある。各情報連携事務における教育の実施状況は、デジタル庁が実施する自己点検により確認できるが、当該教育内容に係る各職員の理解度の把握することは難しい。これを踏まえ、各職員の理解度を把握し、教育の有効性の評価を行うことで、教育内容の改善等につなげることを目的として自己点検を実施する。

### 2 実施内容

設問内容は、情報連携端末を所管課に設置している課と情報管理課に設置してある情報連携端末を使用する課に分け、設問ごとに「はい」又は「いいえ」で回答する。必要に応じて、その回答理由等を記載する。

自己点検種別	対象課	対象者数 (※1)	設問数
情報連携端末設置課用 (※2)	情報管理課、人事課、区民課、課税課、納税課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、保健予防課、保健サービス課、子ども家庭部管理課、地域子育て支援課、子ども家庭支援課	206	27
情報管理課設置の情報連携端末利用課用	区民生活部管理課、保健福祉部管理課、高齢者在宅支援課、保育課	12	24

※1：令和7年8月1日時点で情報連携端末の操作権限が付与されている職員の人数。

※2：住民情報系端末から情報照会できる端末を含む。

### 3 実施時期

令和7年11月～12月実施予定

### 4 昨年度との変更点

自動応答制限等の運用担当者に関する確認項目を追加した。

## 情報提供ネットワークシステム 接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について

### 1 接続運用規程に基づく自己点検の概要

情報提供ネットワークシステムに接続している機関は、デジタル庁策定の情報提供 NWS 接続運用規程に基づき、1年に1回安全管理措置の自己点検を実施することと定められている。その自己点検は、デジタル庁が定めた点検表の安全管理措置の設問ごとに、措置済か否かを回答する方法で実施している。

### 2 区における自己点検の実施方法

区では、デジタル庁が定めた設問に対して、区として統一的な判断基準を設け、当該基準に基づき、自己点検を行った。

#### (1) 自己点検の対象課

- ・情報管理課
- ・情報連携実施課 ※1

※1 人事課、区民生活部管理課、区民課、課税課、納税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、各福祉事務所、健康推進課、保健予防課、保健サービス課、子ども家庭部管理課、地域子育て支援課、子ども家庭支援課、保育課

#### (2) 実施期間

令和7年9月18日～令和7年9月26日

### 3 点検項目の変更点について

前年分からの変更はなし。

#### 4 自己点検の結果について

区が講じるべき安全管理措置は、下表のとおり実施されていた。

	項 目	点検項目数	措置実施率
1	<b>安全管理措置の基本的枠組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織・体制の整備</li> <li>・対策推進計画の策定</li> <li>・情報セキュリティ関係規程の運用</li> <li>・教育</li> <li>・情報セキュリティインシデントへの対処</li> <li>・情報セキュリティ対策実施状況の点検</li> <li>・情報セキュリティ対策の見直し</li> </ul>	13 問	100%
2	<b>外部委託</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託</li> </ul>	6 問	100%
3	<b>情報システムのライフサイクル</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムに係る文書等の整備・管理</li> <li>・情報システムのライフサイクルの各段階における対策</li> <li>・情報システムの運用継続計画</li> </ul>	9 問	100%
4	<b>情報システムのセキュリティ要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の要件</li> <li>・情報システムのセキュリティ機能</li> <li>・情報セキュリティの脅威への対策</li> </ul>	23 問	100%
5	<b>情報システムの構成要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末・サーバー装置等</li> <li>・通信回線</li> <li>・その他</li> </ul>	35 問	100%
<b>合 計</b>		86 問	100%

## 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について

### 1 目的

情報提供ネットワークシステムに異常事象（※1）が発生した場合は、関係課で速やかに連携し、異常事象による影響を最小限に抑えることが必要である。緊急時の連絡体制等を確認し、異常事象への迅速な対応を可能にするため、当該訓練を実施した。

### 2 訓練内容

情報提供ネットワークシステムにおいて、ネットワークの停止を伴う障害が発生したことを想定し、下表のとおり、情報連携実施課への連絡確認を行った。

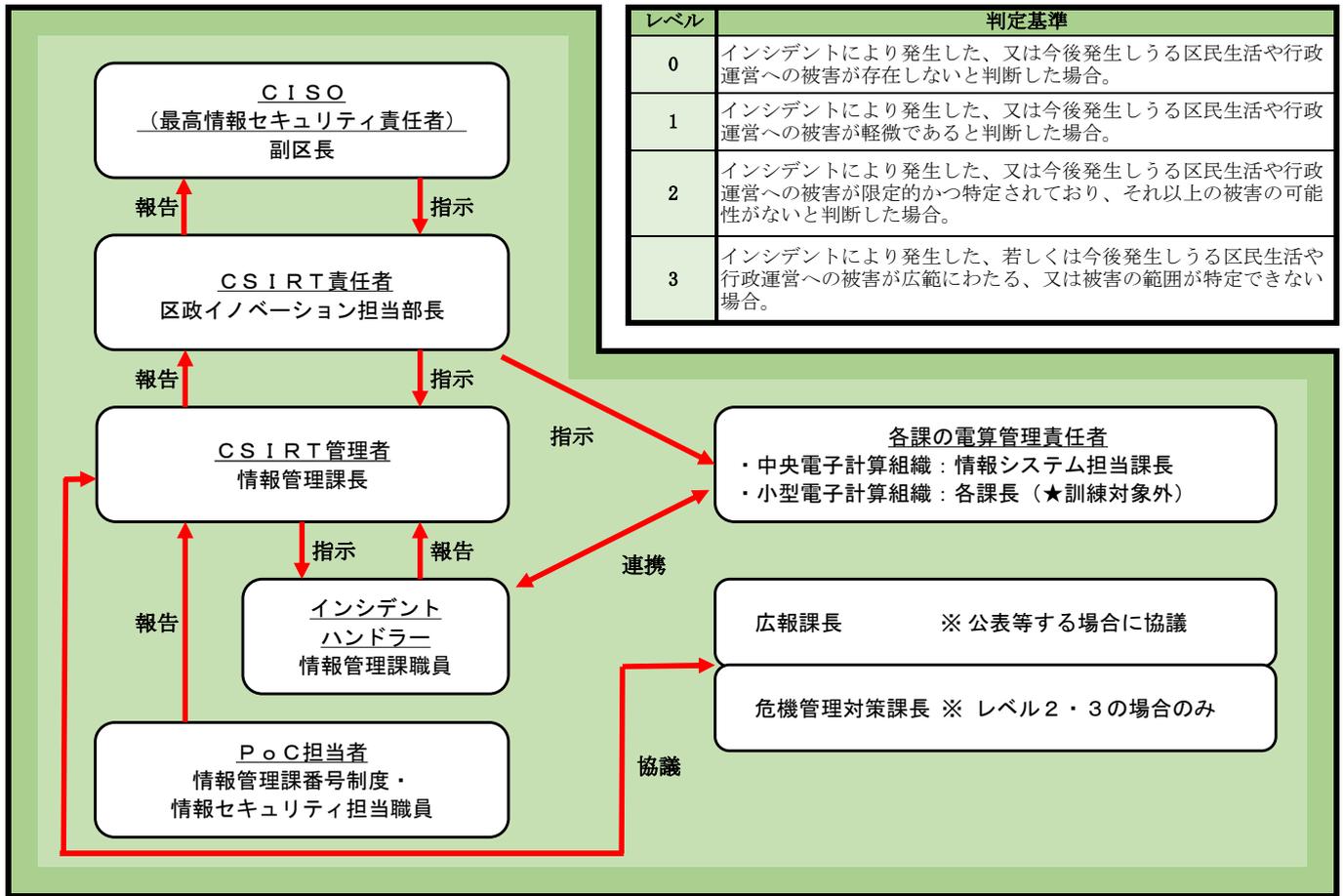
また、異常事象発生時の、CSIRT（※2）構成員等への情報連絡体制等の確認を行った。

訓練対象	訓練内容
情報管理課 情報連携実施課	○情報提供ネットワークシステムでシステム障害等が発生した場合を想定し、情報管理課から情報連携実施課への緊急時の連絡体制の確認を行った。
CSIRT 構成員	○杉並区情報セキュリティインシデントに関する緊急即応体制（CSIRT）管理運営要綱に基づき、緊急時の情報連絡体制の確認を行った。各構成員の役割確認も行った。

### 3 訓練実施日

令和7年11月14日

- ※1 異常事象とは、システム障害、セキュリティインシデント等、情報提供ネットワークシステムの運用において、脅威となる事象を指す。
- ※2 区の情報システムにおける情報漏えい等の情報セキュリティインシデントに、迅速かつ適切な対応を行うことを目的として組織する緊急即応体制を指す。CSIRT 構成員及びその役割は、別紙のとおり。



インシデント発生時の主な所掌事項一覧

名称	役職・課	インシデント発生時の主な所掌事項等
CISO 最高情報セキュリティ責任者	副区長	・CSIRT責任者への指示を行う。
CSIRT責任者	区政イノベーション担当部長	・CSIRTの総括を行う。 ・CISOへの調整及び報告を行う。 ・電算管理責任者へのインシデント対応の指示を行う。
CSIRT管理者	情報管理課長	・インシデントレベルを判定する。 ・インシデント対応の指示及び進行管理を行う。 ・CSIRT責任者への報告を行う。 ・危機管理対策課、広報課と対応について協議する。
電算管理責任者	中央電算 情報システム担当課長 小型電算 各課長 (★訓練対象外)	・インシデント対応について、CSIRT責任者の指示に従う。
インシデントハンドラー	情報管理課職員	・CSIRT管理者の補佐を行う。 ・インシデント対応を行う。 ・CSIRT管理者にインシデント対応の進行状況等について報告し、指示を受ける。
POC担当者	情報管理課番号制度・ 情報セキュリティ担当職員	・インシデントの通報を受けた場合、速やかにCSIRT管理者に報告する。
協議先 I	危機管理対策課長	・レベル2・3の場合、危機管理対応についてCSIRT管理者と協議する。
協議先 II	広報課長	・公表を行う場合は、CSIRT管理者と協議し、その結果をCSIRT責任者に報告し、承認を得る。

## 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する 職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

### 1 実施内容

#### (1) 目的

情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置として、情報提供ネットワークシステムに係る事務に従事する職員へ適切な教育を実施する必要がある。各情報連携事務における教育の実施状況は、デジタル庁が実施する自己点検により確認できるが、当該教育内容に係る各職員の理解度の把握することは難しい。これを踏まえ、各職員の理解度を把握し、教育の有効性の評価を行うことで、教育内容の改善等につなげることを目的として自己点検を実施した。

#### (2) 期間

令和7年12月1日から令和7年12月11日まで

#### (3) 対象

情報連携事務に従事する職員

(対象課：18課 対象人数：203名)

#### (4) 実施方法

自課に設置している情報連携端末を使用する課と情報管理課に設置している情報連携端末を使用する課に分け、設問ごとに「はい」又は「いいえ」で回答し、必要に応じて、その回答理由等を記載する。

自己点検は、各部署の従事年数の違いによる理解度の差を正確に把握するため、従事年数（「1年目」又は「2年目以上」の2択のみ）を回答させるとともに、職員が特定されないよう、無記名で行った。

## 2 実施結果

全設問における適正実施率の平均は、下表のとおり。

区分	対象者数	設問数 ※1	全設問における適正実施率（正答数／回答数）の平均					
			令和7年度			（参考）令和6年度		
			1年目	2年目以上	全体	1年目	2年目以上	全体
自課に設置している端末を使用する課 ※2	194	19	95%	97%	97%	96%	97%	97%
情報管理課に設置している端末を使用する課 ※3	9	16	96%	93%	94%	100%	97%	99%

※1 集計対象の設問のみ。「設問 7-1、7-2、7-3」、「設問 15」、「設問 20-1」、「設問 21」、「設問 22」、「設問 23」は集計対象外とする。

※2 情報管理課、人事課、区民課、課税課、納税課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所保健予防課、保健サービス課、子ども家庭部管理課、地域子育て支援課、子ども家庭支援課

※3 区民生活部管理課、保健福祉部管理課、高齢者在宅支援課、保育課

## 3 昨年度との比較

### (1) 「セキュリティ事件・事故発生時の情報連携体制」について

設問No.	設問内容	令和7年度回答			（参考）令和6年度回答		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
19	セキュリティ事件・事故発生時の情報連絡体制について知っている。 ※情報連絡体制は、自課の「情報セキュリティ実施手順書」に定められたものを指す。	1年目	98%	2%	1年目	93%	7%
		2年目以上	99%	1%	2年目以上	97%	3%
		全体	99%	1%	全体	96%	4%

昨年度と比べて、職員の理解度が向上している。自課におけるセキュリティ事件・事故発生時の情報連絡体制を把握しておくことは、緊急時において迅速かつ適切な対応を行う上で重要である。

引き続き、セキュリティ事件・事故発生時の情報連絡体制については、課内研修等で職員へ周知するよう促していく。

(2) 「DV・虐待等被害者等支援対象者の自動応答不可フラグの設定及び解除」について

設問 No.	設問内容	令和7年度回答		
		従事年数	している	していない
15	自動応答制限等運用担当者として、不開示フラグ・自動応答不可フラグの設定・解除業務に従事している。	1年目	30%	70%
		2年目	40%	60%
		以上		
		全体	37%	63%

設問 No.	設問内容	令和7年度回答			(参考) 令和6年度回答		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
16	DV・虐待等被害者等支援対象者の団体内統合宛名番号には、その支援措置を所管する課が、不開示フラグ・自動応答不可フラグを設定することを知っている。	1年目	81%	19%	1年目	86%	14%
		2年目	87%	13%	2年目	93%	7%
		以上			以上		
		全体	86%	14%	全体	91%	9%
17	自動応答不可フラグを解除する場合は、所属の自動応答制限等運用担当者が他の情報連携実施課にその旨を通知し、解除の可否について確認した上で解除することを知っている。	1年目	74%	26%	1年目	79%	21%
		2年目	84%	16%	2年目	86%	14%
		以上			以上		
		全体	81%	19%	全体	84%	16%

設問 15 は、今回から新設した設問である。DV・虐待等被害者等支援対象者の自動応答不可フラグの設定及び解除業務については、情報連携事務に従事する職員の中でも、一部の職員（自動応答制限等運用担当者）により行われている。

設問 16、設問 17 は、当該業務に従事していない職員の理解度が低い結果となった。DV・虐待等被害者への支援措置は、区民の生命や安全に関わる非常に重要な事項であることから、情報連携業務に携わる全職員が、基本的な運用内容について理解しておく必要があると考える。自動応答不可フラグの設定及び解除業務については、改めて各課への周知を行い、関係職員の理解の向上を図る。

#### 4 実施結果を受けての対策について

自己点検の集計結果について、各部署に対してその結果を報告する。併せて、セキュリティ対策上の課題について、情報管理課が整理の上、各課に共有することで、セキュリティ対策の向上を徹底していく。DV・虐待等被害者等支援対象者の自動応答不可フラグの設定及び解除業務については、改めて各課に周知を行う。